

平成 27 年 4 月 28 日

## 長崎県からの行政処分に対する改善計画について

社会福祉法人 南高愛隣会  
理事長 田島 光浩

当法人は、平成 27 年 2 月 26 日に改善命令および改善指導を受け、その後、原因の究明および改善計画の検討を行ってまいりました。

3 月 25 日に長崎県に提出いたしました改善報告書の概要、並びに今回の行政処分を受けての法人体制変更について、以下の通りご報告いたします。

### 1. 改善報告書の概要

#### (1) 作成の経緯

3 月 2 日～12 日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 虐待が起こった背景の分析・検討 経営層、管理者層、当該事業所等の各階層（計 14 グループ）で実施</li><li>○ 明らかになった原因を踏まえての改善計画の作成</li></ul>										
3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 法人内「虐待防止委員会」にて改善報告書の内容について審議 ・虐待防止委員会 メンバー</li></ul> <table border="1"><tr><td>弁護士</td><td>法テラス長崎法律事務所</td></tr><tr><td>有識者</td><td>長崎純心大学 現代福祉学科 教授</td></tr><tr><td>当事者代表</td><td>NPO ふれあいネットワーク・ピア 理事長</td></tr><tr><td>家族代表</td><td>コロニー雲仙連合育成会 副会長</td></tr><tr><td>有識者</td><td>元特別支援学校 校長</td></tr></table>	弁護士	法テラス長崎法律事務所	有識者	長崎純心大学 現代福祉学科 教授	当事者代表	NPO ふれあいネットワーク・ピア 理事長	家族代表	コロニー雲仙連合育成会 副会長	有識者	元特別支援学校 校長
弁護士	法テラス長崎法律事務所										
有識者	長崎純心大学 現代福祉学科 教授										
当事者代表	NPO ふれあいネットワーク・ピア 理事長										
家族代表	コロニー雲仙連合育成会 副会長										
有識者	元特別支援学校 校長										
3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 改善計画検討委員会にて改善報告書の内容について審議 ・改善計画検討委員会 メンバー</li></ul> <table border="1"><tr><td>弁護士</td><td>法テラス長崎法律事務所</td></tr><tr><td>有識者</td><td>元 長崎県中央児童相談所 所長</td></tr><tr><td>当事者代表</td><td>NPO ふれあいネットワーク・ピア 副理事長</td></tr><tr><td>家族代表</td><td>コロニー雲仙連合育成会 会員 元全日本手をつなぐ育成会 常務理事</td></tr><tr><td>有識者</td><td>長崎純心大学 現代福祉学科 教授</td></tr></table>	弁護士	法テラス長崎法律事務所	有識者	元 長崎県中央児童相談所 所長	当事者代表	NPO ふれあいネットワーク・ピア 副理事長	家族代表	コロニー雲仙連合育成会 会員 元全日本手をつなぐ育成会 常務理事	有識者	長崎純心大学 現代福祉学科 教授
弁護士	法テラス長崎法律事務所										
有識者	元 長崎県中央児童相談所 所長										
当事者代表	NPO ふれあいネットワーク・ピア 副理事長										
家族代表	コロニー雲仙連合育成会 会員 元全日本手をつなぐ育成会 常務理事										
有識者	長崎純心大学 現代福祉学科 教授										
3 月 22 日	評議員会・理事会にて承認										
3 月 25 日	長崎県へ提出										

## (2) 虐待事案に至った要因・背景

階層別グループにおける背景の分析・検討の結果、今回の虐待事案に至ってしまった要因・背景として以下の点が明らかになりました。

### ① 「懲戒権」の思い込み

当法人では、倫理綱領に「本人または周りの人の生命や人権を守るという点において、また、社会に多大なとりかえしのつかない迷惑をかける様な事態の発生に対しては、親の懲戒権という良識の範囲での躰を行います」と定め、限定的・例外的な場合にはありますが、職員が利用者に対して、「躰（しつけ）」として手をあげることが許されると考えていた時代が過去にありました。

「措置」から「契約」への転換、障害者権利条約が制定される中で、「懲戒権」や「躰（しつけ）」は認められないということを徹底しなければならなかったにもかかわらず、近年まで「しつけ」として手を上げる場合があることを許す雰囲気は法人全体にありました。（倫理綱領は平成 25 年 6 月に改定）

これらにより、手をあげても「しつけ」を行うこと等を問題と捉えることができず、障害者虐待防止法の成立後も、法の理解や体制整備が遅れてしまいました。

### ② 型にはめようとする障がい者観

法人創設以来、入所型施設ではなく「ふつう」の地域で暮らすということを目指してきました。地域で暮らせる「人に迷惑をかけない障がい者」になることを願うあまり、そこから外れる行動を「問題行動」として捉え、それをわからせるための「しつけ」を容認する環境を生んでしまいました。

### ③ 急激な事業拡大による職員への負荷

平成 18 年の障害者自立支援法施行以降、当法人は急激な規模拡大を行いました。利用者のニーズに応えたい一心でありましたが、その過程においては、職員のマンパワーやキャパシティの問題等を十分に考慮することに欠けており、職員への負荷となっていました。

慢性的な人手不足や、事業所の点在、少人数での事業所運営により十分な教育体制がとれない中で、専門的な支援技術・知識の必要な利用者に対し、経験の浅い職員を配置せざるを得ない体制となっていました。

### ④ 自らへの過信と技術の軽視

日々、利用者の方々と向き合う中で、支援力を高めていくという経験主義を重視し、専門知識・支援技術も同時に高めていくという視点に欠けていました。その結果、基本技術・知識（障がい特性、強度行動障がい、発達障がい、虐待防止法等）の習得が行えていませんでした。

この背景には、障がい者を支える新しい制度を作ってきた法人という自らへの過信があり、サービス論よりもシステム論を重視するあまり、措置から契約に変わる等の障がい者観の変化についての情報収集や、外部から新しい技術・知識を学ぶ姿勢を欠けていました。

### ⑤ 福祉従事者としての職業倫理や、「専門職」としての「利用者」との適切な距離感の徹底ができていませんでした

利用者の方を「呼び捨てにする」「○○ちゃんや、あだ名で呼ぶ」、個人の携帯電話で利用者とやりとりをする等、「専門職」としての適切な距離感・対応が取れていませんでした。

### (3) 再発防止に向けた取り組み

今後取り組んでいく改善策は以下の通りです。

#### ① 支援の方向性・障がい者観の再検証

- ・ 法人全体で、「障がい者」の捉え方について学び直し、現行の倫理綱領・サービス規程について検証・編集した上で、周知徹底を図ります。

#### ② 支援技術の向上

- ・ 法人外の研修の積極的参加により、法人全体で新しい技術・知識の獲得に努めます。
- ・ 法人内では、全職員を対象とした全体研修の開催（平成 26 年度より継続）、個別支援計画、サービス等利用計画作成をはじめとする基礎的な技術の確認、事例検討の定期的開催等により、支援技術のレベルアップを図ります。

#### ③ 労働環境の整備

- ・ 職員の処遇改善、ハードの整備・充実（建物の建築による日中系事業所の集約化、改築による休憩場所の確保等）、記録物の IT 化等による業務省力化により、職員が支援に注力できる環境を整備します。
- ・ 経営層、管理職層に対しては、組織論やマネジメント力獲得のための研修を実施し、風通しの良い、働きやすい職場づくりを行います。

#### ④ 支援実態の透明化

- ・ 平成 19 年度より取り組んできた福祉系大学の教員・学生による利用者アンケートの充実、外部識者による事業所巡回、福祉サービスの第三者評価の導入により、更なる支援実態の透明化を図り、虐待を防止するための法人体制を整備します。

## 2. 法人体制の変更について

平成 27 年 3 月 22 日（日）に開催した社会福祉法人南高愛隣会 評議員会・理事会において、今回の行政処分を受けて、法人理事としての責任について審議され、以下の通り承認されました。

対象者		承認事項
理事長	田島 光浩	役員報酬全額の 30% の 3 か月間の自主返納（4 月～）
専務理事	酒井 龍彦	常務理事への降格（平成 27 年 4 月 1 日付）
常務理事	松村 真美	常務理事の辞任（平成 27 年 3 月 31 日付）
	阿部 百合子	常務理事の辞任（平成 27 年 3 月 31 日付）
理事	田島 良昭 （第 1・3 代理事長）	理事の辞任（平成 27 年 3 月 31 日付）
	桜田 敏孝 （第 2 代理事長）	理事の辞任（平成 27 年 3 月 31 日付）

以上